

従業員に感染を疑わせる症状が出た際の対応マニュアル

自身に発熱、あるいは感染を思わせる症状が生じた際は、このマニュアルを目安として、行動して下さい。また、出勤と在宅にかかわらず毎朝、検温し、健康状態のモニタリングを行ってください。

1. 発症初日

発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある場合
あるいは、検温し体温が 37.5℃以上ある（無症状でも）。

《対応について》

出勤はせずに、上長にメールで報告して下さい。

メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡とすることも可とします。

報告すべき内容

- ① 発症までの症状の経過に関する情報：
いつ頃からどんな症状があったか？
熱がいつからどの程度まで上昇したか含めた経過等
- ② 同居する家族に関する情報
同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ③ 発症 2 日前までの行動に関する情報
勤務状況（出勤・在宅）と出勤時の接触者
- ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報
感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

- (1) 発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない場合
自宅で安静待機し、不要・不急の外出は控える
- (2) 発熱を含め局所あるいは全身症状が強い時場合
症状次第で近隣医療機関を受診
(インフルエンザ等の感染症含めた他疾患の可能性を確認)
- (3) 発熱を含め強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する
以降、毎日 2 回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録する

*1：電話相談に連絡する際にも、「報告すべき内容」を伝えて下さい。

2. 発症翌日及び翌々日

- 1) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に

回復した。

《対応について》

体調が改善した翌々日から、出勤可能

ただし、当面の間は通勤・就業中もマスク着用し、手洗い、咳エチケットを励行する。

また、インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤を可とする。

2) 依然症状が続いている時

《対応について》

(1) 発症初日と同様に、上記の対応法に沿って対応して下さい(*2)。

(2) 強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある時、あるいは、何らかの基礎疾患がある方等は、上記症状が2日以上続く時は専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する。

(3) 基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討する

*2:引き続き、上長に報告、あるいは電話相談に連絡する際には、新型コロナウイルス感染者への接触の有無を報告する。

3. 発症後4日以降

1) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した。

《対応について》

体調が改善した翌々日から、出勤可能。

ただし、当面の間は通勤・就業中もマスク着用し、手洗い、咳エチケットを励行する。

また、インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤を可とする。

2) 発熱、咳、全身倦怠感などの症状が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)時

《対応について》

専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して医療機関の受診を検討する。

引き続き、上長に連絡をする。

なお、上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をし、他者への感染を避けるための努力をお願いします。

本人が新型コロナウイルス感染症と診断された際の対応マニュアル

自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、完治する迄は就業禁止とします。また診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に出勤はせず、医療機関の指示に従い、治療に専念して下さい。

併せて、大至急で所属部署にメール報告、若しくは電話連絡をして下さい。また、その際に、上記の「報告すべき内容」に加え、発症2週間以内の行動および社内での動線（出勤・勤務や休憩・トイレ等：消毒すべき箇所等を含む）も併せて報告して下さい。

治癒するまで勤務停止として、主治医の許可が出てから、勤務は可とします。

感染者の濃厚接触者として特定された際のマニュアル

自身が感染者の濃厚接触者(*3)として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、就業禁止としますので、出勤はしないで下さい。

不要不急の外出は、避ける様にして下さい。

併せて、所属部署にメール報告、若しくは電話連絡をして下さい。症状がある場合には、上記の「感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル」に沿って、対応して下さい。

*3：「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）が発病した日以降に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者・「患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者」・「手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防策なしで接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）」とします。

「患者（確定例）」とは、「臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者）」とします。

令和2年4月14日初版